

くらしと協同の研究所

第30回総会 議案書

開催日：2022年7月2日(土) 17:30~18:00

会場：京都府民総合交流プラザ京都テルサ大会議室

京都市南区東九条下殿田町70番地(新町通九条下ル)

TEL 075-692-3400

(ご注意)

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00~17:10に開催します。
- ・詳細は「2022年総会記念シンポジウムのご案内」をご覧ください。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町258 コープ御所南ビル4F

TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037

Email kki@ma1.seikyou.ne.jp (← ma1の1は数字です)

URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

第 30 回総会議案と議事次第

議 案	第 1 号議案	2021 年度 活動のまとめ、会計報告
	第 2 号議案	2022 年度 活動方針及び予算
	第 3 号議案	役員改選の件（30 期）

議事次第	一、開会・議長確認	
	二、議事録署名人の選出	
	三、議案提案と審議、採決	
	第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案	

同	審議
同	採決

四、閉会

※総会終了後の懇親交流会は開催いたしません。

第 30 回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 若林靖永

2022 年はロシアによるウクライナ侵攻という第 2 次世界大戦以降の国際秩序を改変しかねない重大事態が生じました。これはロシアによる明らかな戦争犯罪であり、現在の国際法においても認められない残虐な行為です。国際平和を希求し、第 2 次世界大戦以降さまざまな積み重ねが行われてきた国際秩序を擁護し発展させていくことが求められます。

私たちは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらためていのちというものに向き合いました。さらに戦争はいのち、そして自由な魂に対する最大の脅威であり、それが目の前の問題であることに直面しています。

くらしと協同の研究所は、一人ひとりのいのちと自由な魂が尊重される生活や働き方、地域社会になるよう、今後とも研究、調査、学習をすすめていきたいと思えます。

今回の総会記念シンポジウムでは、新しく立法化された労働者協同組合について学び、この新しい協同組合がどのような新たな働き方や地域社会づくりにつながるのか、その可能性を考えていきたいと思えます。

今日、今までの延長線ではなく、新たな社会づくりというビジョンを模索構想することが強く求められています。現代社会には、ほかにもさまざまな諸課題があり、これらへの取組としてさまざまな協同が求められています。したがって、協同組合は自らを変えることでそのような社会的課題にどう貢献するかが問われています。このような状況認識のもとで、くらしと協同の研究所もまた自らの役割・使命を再定義し、調査研究、研修等の事業を推進していきます。生協関係者をはじめ、さまざまな人との対話を通じて、なにが求められているか、を自覚的に探求して取り組んでいくことが引き続き重要課題です。

会員のみならずにも、これまでの研究所の成果をふまえ、新たな研究、活動、事業が展開されるよう、ともに研究所活動にご参加いただきたいと願っています。

1号議案 2021年度活動報告、会計報告

2021年度 活動方針に基づく振り返り

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会

基幹研究会の活動期間は1クール2年、2クール4年です。

(1) 生協労働研究会

生協労働研究会は2016年1月にスタートしました。2クール4年の予定でしたが、コロナ禍により活動の中断を余儀なくされました。2021年は総会記念シンポジウムで2日目分科会報告を行いました。また報告書を2022年5月に発行予定です。

(2) 次世代生協研究会

2019年10月にスタートし、2クルールの活動期間で、2023年10月に終了予定です。メンバーごとにテーマを決めて調査、研究活動を進めました。2021年度も2か月に1回研究会を開催し、毎回一人のメンバーから研究内容の報告と各メンバーから進捗報告を行いました。

2. 公募研究会・自主研究会

(1) 公募研究会

・新たに立ち上がった公募研究会はありませんでした。現在登録されている研究会は、「オルタナティブ農業研究会」です。

○「オルタナティブ農業研究会」(代表 小池恒男氏 メンバー14名)

(2) 自主研究会

・初めて自主研究会が立ち上がりました。これまで公募研究会として活動されていた「新しい協同の研究会」です。

○「新しい協同の研究会」(代表 千葉正司氏 メンバー10名)

・自主研究会をさらに広げるために運営委員会で協議を進め、開催についての援助や会員比率の基準などの改善について検討しました。

3. コーポラティブ・ラボへのサポート

若手研究者との繋がりを広げる事をめざし、コーポラティブ・ラボに対して引き続き、その主体性を尊重し研究所としてサポートを行いました。なお、コーポラティブ・ラボの活動をさらに発展させるために、その位置づけについてより具体的に明記する方向で検討を行いました。

また、『くらしと協同』誌の企画、編集にも深く参画していることから、研究所におけるコーポラティブ・ラボの位置づけなども含めて、よりコミュニケーションを深めていきます。

4. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動の発表・交流を進めることを目的に2018年3月からスタートし、2022年3月で5回目を数えました。今年度は3/5（土）13：30～17：30でリモートのみの企画で開催しました。今回は研究員の方の書籍の紹介や、研究所の1年間の研究活動の棚卸として研究所の活動を会員に見えるように紹介をしました。

○参加者：36名

○登壇者：5団体、11名

○開催趣旨

「くらしと協同全体研究会」では、研究活動の1年間の決算として、当研究所で活動している研究会やグループから研究・活動内容の紹介を行い、若手研究者からも個人報告をいたします。くらしと協同に関するさまざまな問題提起を受け、学問的な議論を深めることを目指します。

○内容

(1) 研究所主催の研究会等の報告

(2) 研究員が発行した書籍の紹介

(3) 各研究会からの報告

①今年度の各研究会の動向について

②今年度の活動内容と成果の概要報告 各研究会代表者より

・次世代生協研究会

・生協労働研究会

・オルタナティブ農業研究会

・新しい協同の研究会

・コーポラティブ・ラボ

③ 研究会制度についての説明と募集について

(4) 個人報告

・岩橋涼氏（名古屋文理大学） コメンテーター：鬼頭弥生氏（京都大学）

・長島洋介氏（ラボラトリオ株式会社） コメンテーター：近本聡子氏（愛知学泉大学）

5. 会員生協の問題意識や課題に基づく活動

(1) コロナ特別研究会の開催

2021年度も会員からの要望に基づき、昨年引き続き社会的にも関心の高いコロナ問題について特別研究会を開催しました。今年度は完全オンライン開催で医療・福祉をテーマに特別研究会を開催することができました。当日は、基調講演と三つの生協からの実践報告をいただきました。基調講演については『くらしと協同』に掲載し、記録としてしっかりと残すようにしました。

①参加状況

申込み者	39
実参加者	34
登壇者	6
挨拶	2
計	42

(事務局除く)

②開催趣旨・内容

・開催日時：11/14（日）13：30～16：45

テーマ：コロナ禍の生協の医療・福祉事業と組合員活動の現状

・開催趣旨：

新型コロナウイルス感染症の広がり、経済や暮らしに大きな変化をもたらしました。とりわけ医療・福祉の現場では、災害ともいえるべき危機的状況の中で、専門職・地域住民の奮闘により人々の命や日々の暮らしが支えられています。本研究会では、地域医療・地域福祉を専門とする研究者からの基調講演と医療福祉生協・地域生協の事業と組合員活動に関する実践報告から、この困難を乗り越えるための方策を参加者とともに考えていきます。

・内容

(敬称略)

挨拶

北川太一（摂南大学教授 当研究所運営委員長）

第1部 基調講演と質疑応答

佐藤卓利（立命館大学特任教授・乙訓医療生活協同組合理事長）

基調講演 「コロナ禍での人々の暮らしと医療福祉生協の課題
—社会政策の視点と協同組合の視点— から」

第2部 実践報告と意見交換

報告・コメント

コメントへの返答と参加者との意見交換

1. 姫路医療生活協同組合 黒岩勝博専務

「コロナ禍における姫路医療生協の事業・経営活動と組合員活動」

2. 岡山医療生活協同組合 和田博知専務

「コロナ禍の生協の医療・福祉事業と組合員活動の現状」

3. 生活協同組合コープしが 組織広報部 南地区運営事務局 西口とも子事務局長

「コープしがの事業と組合員活動」

コメント 川口啓子(大阪健康福祉短期大学附属福祉実践研究センター センター長)

コーディネーター 小田巻友子(立命館大学准教授 当研究所運営委員)

閉会の挨拶

吉岡 克巳(くらしと協同の研究所専務 京都生協常務)

(2) 連続講座「生協10の基本ケア」の開催

企画委員会における「研究課題の発掘」論議の中から導き出された「高齢化・福祉・介護」の課題の具体化として、講座「生協10の基本ケア」(1講座6回)を11月と2～3月の2度開催しました。

①参加状況

- ・第1期(11/10.11/17.11/24開催)参加12名

参加者：京都生協組合員・福祉事業部職員、コープしが組合員理事、日本生協連職員、研究者

- ・第2期(2/9.2/16.3/2開催)参加12名

参加者：京都生協組合員・学識理事、コープしが組合員理事、京都生協・コープしが福祉系統職員、京都高齢者生協組合員

②内容

講座「生協10の基本ケア」第1回～6回の内容

1講(11/10午前)

「生協10の基本ケア」とは

- ◆ 超高齢化社会って、どんな社会？「生協10の基本ケア」概要・・・なぜ生協が？

① 換気 よどんだ空気暮らさない、新鮮な空気を取り入れて感染症予防。

2講(11/10午後)

「座る」大切さを知る

② 床に足をつけて座る 床に足をついて立つ 足の裏への刺激が大切

③ トイレに座る オムツには頼らない、トイレで用を足す、尊厳を護る

3講(11/17午前)

「美味しそう」「気持ちいい」

④ 温かい食事をする 「美味しそう」が大切、自分の口から食べることが大切

⑤ 家庭浴に入る お風呂の効能、湯船に浸かって「気持ちいい」が大切

4講(11/17午後)

ひとり暮らしでも孤立しない

⑥ 座って会話をする。おしゃべりはコミュニケーション、セルフケア・相互ケア

⑦ 町内におでかけする 買い物を楽しむ、社会参加、閉じこもりを防ぐ。

- ◆ 車いす体験 どうやって動かすの？ ちょこっと、車いす散歩！

5講(11/24午前)

地域で・自宅で 最期まで

- ⑧ 夢中になれることをする 組合員活動は、積極的な介護予防
 - ⑨ ケア会議をする 主役は私。自分でケアプランを考えてみる。
 - ⑩ ターミナルケア 「自宅で最期まで」は希望じゃない、私の権利
- 6 講 (11/24午後)

認知症を怖がらないで！

- ◆ 認知症ケアにおいては、安心して過ごせる環境が何より大切です。
- ◆ 認知症の人は大きな不安のなかにいます。怒らないで、正さないで、穏やかに。
- ◆ 症状を理解し、ケアのポイントを知り、少しでも重度化を予防しましょう。

6. 研究員の参加促進

- ①『くらしと協同』に執筆いただいた研究者や取材先へは、執筆後1年間『くらしと協同』誌を送り、最後の発送時には入会のお願いを同封しています。2021年度は新たに個人会員6名、団体会員1つが入会し、2名が研究員登録をしました。

II. 総会記念シンポジウム、生協組合員理事トップセミナーの開催

(詳細は巻末の資料集に報告書を掲載しています)

1. 2021年総会記念シンポジウム

(1) 開催日、開催形式

7/3 (土) 7/4 (日) に、コープイン京都を会場として、全面リモートで開催しました。

(2) 開催趣旨

東日本大震災から10年を迎えるにあたり、「震災復興において、協同組合はどのような役割を担い、どのように貢献してきたのか。今後の復興に向けて、どのような展望を描くべきか」について、現地と関わりの深い研究者から改めて問題提起をいただくとともに、東北各地の協同組合関係者から現状や今後の展望についてご報告いただく。これらを通じて、これからの協同組合の復興への取り組みについて示唆を得る機会とすることが、本企画の目的である。(開催趣旨抜粋)

(3) 内容

1日目は「東日本大震災と協同組合—これまでとこれからの10年を見据えて—」をテーマに開催しました。濱田武士氏(北海学園大学)の基調報告と東北地域の協同組合から現地報告などをしました。また、ブレイクアウトルームを使用して、参加者の交流、意見交換の場を設けました。

2日目は3つの分科会でそれぞれ第1分科会はコーポラティブ・ラボから「協同の力で支える食のこれから」をテーマに報告、第2分科会は生協労働研究会から「生協労働研究会 生協職員調査から見えてきたもの」をテーマに報告、第3分科会は「生協と商品事業—生協との取引が持つ意味」をテーマに生協の取引先企業3社からご報告をいただきました。

初めてのリモートでの開催でしたが、ブレイクアウトルームも活用しての参加者と登壇者

の交流を図るなど、円滑に開催することが出来ました。

(4) 参加者

	参加者	登壇者	事務局	計
1 日目シンポ	88	8	6	102
第 1 分科会	31	5	2	38
第 2 分科会	38	3	2	43
第 3 分科会	28	7	2	37
2 日目参加者計	97	15	6	118

2. 2021 年度生協組合員理事トップセミナーの開催

(1) 開催日、開催形式

12/4 (土) 午後から完全リモートで開催しました。

(2) テーマ

持続可能な未来のために～協同組合のアイデンティティを見つめなおす～

(3) 内容

1 部と 2 部に分けて、1 部は北川太一氏がテーマに基づく基調講演を行いました。北は山形県、南は沖縄県の組合員理事 118 名を結んで有意義な時間を持つことができました。

2 部では、各生協から 1 名の参加枠として、ブレイクアウトルームを活用してグループワークを行いました。コロナ禍で抑制されてきた生協間の情報共有・交流の場としても意義があったと、参加者からも感想がありました。

(4) 参加者

1 部：118 名

2 部：21 名 (21 生協)

Ⅲ. 編集・広報活動の推進

1. 季刊誌『くらしと協同』

(1) 訪問取材、リモート取材、寄稿など、どの形式で原稿を作成するかは新型コロナウイルス感染症の感染状況にも考慮し、ふさわしい方法を選択しながら、年4回発刊しました。

(2) 4回のうち2回は引き続きコーポラティブ・ラボが企画・編集をおこないました。

(3) 初めての企画として『くらしと協同』の内容をより深めるため、読者の皆さまで意見を交流する合評会を開催しました。

①企画タイトル『くらしと協同』を読む

②日 時：9月4日 (土) 14：00－16：00

③会 場：遠隔 (zoom)

④対象号：

- 第32号（2020/3）サステイナブル・コミュニティ
- 第34号（2020/9）コロナに克つ〜つながりと協同の新たな地平へ
- 第35号（2021/3）手ざわりある情報技術の使い方

⑤内容

- 開会あいさつと本企画の進め方について
- 第32号紹介（企画担当者より）
- 第34号紹介（〃）
- 第35号紹介（〃）
- 参加者からの感想・評価等の発表と意見交換
- 閉会の挨拶

2. 報告書等

総会記念シンポジウムの報告は『くらしと協同』37号として発行しました。また、生協組合員理事トップセミナーの報告集については、今回より『くらしと協同』と同じサイズのB5にして、サイズを統一しました。

また、「コロナショック特別研究会」の基調講演も『くらしと協同』39号で掲載しました。

3. ホームページ

- (1) これまで研究所が発行した報告書などのデータをデジタルアーカイブ化し、まずは保存をすることと、その活用についてワーキンググループを立ち上げて検討しました。
- (2) 誰もが見やすく、活用できるホームページに改善するためにワーキンググループで検討しました。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

理事会開催日：2021年12月11日（土曜日） 2022年5月7日（土曜日） 7月2日（土曜日）の
3回開催

常任理事会開催日：2021年9月4日（土曜日） 11月13日（土曜日） 2022年3月5日（土曜日）
5月7日（土曜日）の4回開催

- (1) 第2回理事会において、研究所の改革課題について進捗状況の報告と意見交流を行いました。
- (2) 実出席とリモートの併用での会議となりましたが、引き続き理事の意見交流の時間を取り、理事相互の情報交換の場となるように運営しました。

2. 監事

監事は第1回、2回とも理事会に出席し、監事の立場から発言をしました。5月27日に監事と

事務局長で監事監査を行い、総会で監事監査報告をしました。

3. 企画委員会

開催日：2021年8月13日（金曜日） 10月8日（金曜日） 2022年2月18日（金曜日）5月20日（金曜日）の4回開催

- (1) 実践家から出された現状報告や実践事例について次の研究所の課題を導き出すために議論し、内容を深めました。
- (2) コロナ禍のため、やむなくリモートでの開催となりました。

4. 運営委員会

開催：原則として毎月1回開催しました。

- ①総会記念シンポジウムの企画立案や登壇者との打ち合わせ、また、「くらしと協同全体研究会」「コロナショック特別研究会」「『くらしと協同』合評会企画」などの企画、運営など、研究所の取り組みのほぼすべての企画・運営を行いました。
- ②研究所の検討課題の具体化を進めました。

5. 編集委員会・編集会議

編集委員会開催日：2021年6月28日（月）

2020年度より『くらしと協同』の年間企画の大枠を確認する目的で、年1回編集委員会を開催し、企画を具体化する編集会議を編集委員、コーポラティブ・ラボのメンバーで適宜開催しました。

6. 事務局・院生事務局

- ①事務局は京都生協から2名、コープしがから1名の3名体制でおこなっていました。
 - ②院生事務局については、その経験を通して他の研究分野や大学とのネットワークを生むことができ、その後も大部分の人が学界で活躍しています。また、院生事務局の仕事は、様々な研究者や団体、個人に取材することを通じて、若手研究者の人間形成にも大きな役割を果たしています。
- 一方で、院生事務局の担い手の確保が年々難しくなっています。これまで3名体制で来ましたが、現在、2名となっています。

2021年度収支計算書

2021年3月21日～2022年3月20日

(単位:円)

収入の部	予算	実績	差異	備考
1、会費収入	15,384,250	17,391,000	2,006,750	
団体(正)	13,590,000	15,600,000	2,010,000	33団体
団体(賛)	942,000	972,000	30,000	10団体
個人(正)	834,250	807,000	-27,250	138人
個人(賛)	18,000	12,000	-6,000	2人
2、事業収入	520,300	706,200	185,900	
3、雑収入	201	233	32	利息
当期収入合計 (a)	15,904,751	18,097,433	2,192,682	
前期繰越収支差額	23,908,919	23,908,919	0	
収入合計 (b)	39,813,670	42,006,352	2,192,682	
支出の部				
1、事業費支出	11,576,000	9,111,035	-2,464,965	
①研究人件費	1,800,000	1,450,000	-350,000	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	2,276,000	871,872	-1,404,128	
研究交流会費	220,000	0	-220,000	研究交流会費用(コーポラボ)
くらしと協同全体研究会	50,000	43,882	-6,118	
基幹研究会活動費	1,000,000	245,051	-754,949	次世代生協研究会、生協労働研究会
公募研究会活動費	100,000	0	-100,000	オルタナティブ研究会
会費	26,000	6,000	-20,000	日本協同組合学会
研究出張費	200,000	0	-200,000	
福祉関連事業費	500,000	376,312	-123,688	講座「10の基本ケア」
図書購入費	180,000	200,627	20,627	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	2,200,000	1,413,442	-786,558	総会シンポジウム、トップセミナー
④教育文化費	5,300,000	5,375,721	75,721	
「くらしと協同」費用	5,000,000	5,234,451	234,451	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等費用	300,000	141,270	-158,730	トップセミナー報告集など
2、管理費	3,051,300	2,959,840	-91,460	
①機関会議費	561,300	636,610	75,310	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	100,000	60,764	-39,236	文具、トナー、保守料
③通信交通費	500,000	658,539	158,539	
④賃借料	1,308,000	1,320,000	12,000	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	330,000	176,000	-154,000	会計事務所
⑥支払手数料	50,000	83,297	33,297	振込料、残高証明書
⑦租税公課	2,000	1,000	-1,000	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	200,000	23,630	-176,370	
3、雑損失	30,000	17,703	-12,297	
4、寄付	600,000	900,000	300,000	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	15,257,300	12,988,578	-2,268,722	
当期収支差額 (a - c)	647,451	5,108,855	4,461,404	
次期繰越差額 (b - c)	24,556,370	29,017,774	4,461,404	

2021年度正味財産増減計算書

2021年3月21日～2022年3月20日

(単位:円)

経常収益	今年度	前年度	増減額	備考
1 会費収入	17,391,000	15,384,250	2,006,750	
団体会費 (正)	15,600,000	13,590,000	2,010,000	33団体
団体会費 (賛)	972,000	942,000	30,000	10団体
個人会費 (正)	807,000	834,250	-27,250	138人
個人会費 (賛)	12,000	18,000	-6,000	2人
2 事業収入	706,200	279,800	426,400	
3 雑収入	233	721	-488	利息等
経常収益計	18,097,433	15,664,771	2,432,662	

経常費用	今年度	前年度	増減額	備考
1 事業費	9,111,035	5,902,651	3,208,384	
①研究人件費	1,450,000	1,750,000	-300,000	
非常勤研究員等手当	1,450,000	1,750,000	-300,000	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	871,872	648,164	223,708	
研究交流会	0	0	0	研究交流会費用(コープラボ)
研究委員会等活動費	0	0	0	
くらしと協同全体研究会活動費	43,882	43,682	200	
基幹研究会活動費	245,051	125,520	119,531	次世代生協研究会、生協労働研究会
公募研究会援助金	0	100,000	-100,000	オルタナティブ研究会
会費	6,000	6,000	0	協同組合学会
研究出張費	0	0	0	
受託調査研究費	0	0	0	
福祉関連事業	376,312	194,456	181,856	講座「10の基本ケア」
図書購入費	200,627	178,506	22,121	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	1,413,442	161,372	1,252,070	総会シンポジウム・トップセミナー
総会記念シンポジウム	1,010,434	65,300	945,134	
組合員理事				
トップセミナー	325,124	39,000	286,124	
公開講座	77,884	57,072	20,812	
④教育文化費	5,375,721	3,343,115	2,032,606	
「くらしと協同」作成費用	5,234,451	3,163,815	2,070,636	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用、等
報告書等作成費用	141,270	179,300	-38,030	トップセミナー報告集等
2 管理費	2,959,840	2,967,489	-7,649	
①機関会議費	636,610	458,905	177,705	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	60,764	69,536	-8,772	文具、トナー、等
③通信交通費	658,539	465,639	192,900	
④賃借料	1,320,000	1,320,000	0	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	176,000	242,000	-66,000	会計事務所
⑥支払手数料	83,297	56,589	26,708	振込料、残高証明書
⑦租税公課	1,000	0	1,000	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	23,630	354,820	-331,190	
3 雑損失	17,703	0	17,703	
4 減価償却費	0	0	0	
5 寄付金	900,000	600,000	300,000	地域と協同の研究センター
経常費用計	12,988,578	9,470,140	3,518,438	
当期経常増減額	5,108,855	6,194,631	-1,085,776	
当期一般正味財産増減額	5,108,855	6,194,631	-1,085,776	
一般正味財産期首残高	23,908,920	17,714,289	6,194,631	
一般正味財産期末残高	29,017,775	23,908,920	5,108,855	

財 産 目 録

2022 年3月20日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	324,590	
普通預金		
京都銀行・府庁前支店	10,614,522	
郵便貯金 京都衣棚夷川郵便局	13,966,576	
京都中央信用金庫	4,103,766	
未収金 未収会費他	42,000	
前払金	30,402	
流動資産合計		29,081,856
2. 固定資産		
備品	1	
固定資産合計		1
資 産 合 計		29,081,857
II. 負債の部		
1. 流動負債		
預り金 2022年度会費他	9,682	
未払金	54,400	
流動負債合計		64,082
負 債 合 計		64,082
正 味 財 産		29,017,775

貸借対照表

2022年3月20日現在 (単位：円)

科目	金額	科目	金額
I. 資産の部		II. 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	324,590	預り金	9,682
預金	28,684,864	未払金	54,400
未収金	42,000	流動負債合計	64,082
前払金	30,402		
流動資産合計	29,081,856	負債合計	64,082
2. 固定資産		III. 正味財産の部	
備品	1	一般正味財産	29,017,775
固定資産合計	1	(うち当期正味財産増減額)	5,108,855
資産合計	29,081,857	正味財産合計	29,017,775
		負債及び正味財産合計	29,081,857

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金、預り金、未払金を含めている。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金・預金	23,858,482	29,009,454
未収金	53,703	42,000
前払金	30,417	30,402
合 計	23,942,602	29,081,856
預り金	29,646	9,682
未払金	4,037	54,400
合 計	33,683	64,082
次期繰越収支差額	23,908,919	29,017,774

3. 固定資産の取得額、減価償却累計額、及び期末残高は、次の通りである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
備 品	200,000	199,999	1
合 計	200,000	199,999	1

調査報告書

2022年4月14日

くらしと協同の研究所

理事長 若林 靖永 殿

公認会計士 木田事務所

公認会計士

木田 稔



私は、くらしと協同の研究所の2021年度（2021年3月21日から2022年3月20日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、ならびに、収支計算書及び収支計算書に対する注記について調査を行いました。

調査は、上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているかについて、独立した第三者の立場から検討いたしました。

調査の結果、私は、上記の財務諸表等が、くらしと協同の研究所の令和4年3月20日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を、全ての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているものと認めます。

くらしと協同の研究所と私との間には、特別の利害関係はありません。

以上

2号議案 2022年度活動方針及び予算

2022年度 活動方針

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会

(1) 次世代生協研究会 (2019年10月～2023年10月)

各メンバーの調査、研究活動は、新型コロナウイルスの感染状況に左右されますが、研究会での報告や進捗交流は継続していきます。2022年の総会記念シンポジウムでは、2日目分科会報告を行います。

(2) 企画委員会で導き出された調査・研究すべき課題について、新しい基幹研究会を立ち上げるかどうかについては検討します。

2. 公募研究会・自主研究会

自主研究会について、オンラインツールや会場費の援助など、会員生協でも活用してもらえ
る条件整備を行います。また、条件整備や規定を改正しもっと自主研究会を増やします。

3. コーポラティブ・ラボへのサポート

若手研究者との繋がりを広げることをめざし、コーポラティブ・ラボに対して引き続き、
その主体性を尊重し研究所としてサポートを行います。

また、引き続きコーポラティブ・ラボの位置づけについて、メンバーを中心に議論を進め
ます。

4. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動の発表・交流を進めることを目的に2018年3月からスタートし、2022年
3月で5回目を数えました。研究所における研究活動の共有のための研究会であることを会員
に広く知っていただけるように、お知らせを工夫していく必要があります。また、研究者へ
の働きかけやテーマ設定などの工夫をおこないます。

5. 会員生協の問題意識や課題に基づく活動

①この間、コロナに関する特別研究会を連続で開催してきましたが、今後も会員や社会の関
心、要望に基づき、テーマをさらに広げながら年間計画に特別研究会を入れていきます。そ
の際、オンラインでの実施により、多くの方の参加を目指したり、意見交換をできる場を作
るなど取り組み内容を充実させていきます。

大学生協については『くらしと協同』において複数回記事で取り上げましたが、今年度も継
続します。

②今後は『くらしと協同』の発送時など、会員からのメールアドレスを教えていただくこと
で、さらに研究所からの情報を丁寧に発信するようにします。

③大きな社会変動の中で、新たな問題意識が形成されてきている時期でもあります。医療福祉生協については特別研究会を開催しましたが、今後も会員の問題意識や課題を様々な形で取り上げます。特に、ロシアによるウクライナ侵攻など国際的に平和を揺るがす状況が発生し、コロナ禍において、行動制限や感染者に関する情報の収集・公開の問題が浮き彫りになる中で、平和や暮らし、民主主義を生協としてどのように捉えるのかを考える企画も検討していきます。

6. 研究員の参加促進

①会員研究者とのコミュニケーションを大切にして、研究所の活動への研究者の参加をさらに広げていきます。また、『くらしと協同』などで研究所の取り組みに関わった会員には、研究員登録を呼びかけます。新しく研究員になられた方はホームページやメールなどで会員にわかるようにします。

②いろいろな研究分野やかかわりが少ない大学などにもリモートの利点を活かすなどして、アプローチを継続していきます。

II. 総会記念シンポジウム、生協組合員理事トップセミナーの開催

1. 総会記念シンポジウムの開催と企画準備

①2022年7/2（土）7/3（日）に京都テルサで対面を基本として開催します。

②1日目は「協同のネットワークを地域でどう創るか」をテーマに開催します。「協同労働の今日的意味と可能性ー地域づくりの深化に向けてー」をテーマに大高研道氏が基調講演をおこないます。

③2日目は次世代生協研究会、高齢者福祉、生協の取引先の報告の3つの分科会を企画します。

④2023年開催の総会記念シンポジウムの企画を進めます。

2. 2021年度生協組合員理事トップセミナーについて

呼びかけ人会で企画内容を検討します。

III. 編集・広報活動の推進

1. 季刊誌『くらしと協同』

①訪問取材、リモート取材、寄稿など、どの形式で原稿を作成するかは新型コロナウイルス感染症の感染状況にも考慮し、ふさわしい方法を選択しながら、年4回発刊します。また、構成や企画コーナーなどについても研究所内で論議を深めていきます。

②『くらしと協同』の合評会企画を年2回、開催します。より多くの方に参加してもらうために開催方法について検討します。

2. 報告書等

総会記念シンポジウムや組合員理事トップセミナーなどは、引き続き『くらしと協同』や報告書を通じて会員等に発信していきます。その他の公開研究会、基幹研究会の活動成果などに関する報告書の発行については、その都度判断します。

3. ホームページ

①2022年度中に、研究所の発行物のデジタルアーカイブ化を進め、『くらしと協同』なども目次をクリックすれば該当の記事を見られるようにするなどホームページを改善し、会員にとってより役立つ内容にします。

②研究員の情報が分かりやすく表示され、講師依頼などにも活用できるように、研究所以外の方にとっても役立つホームページとします。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

理事会開催月：12月、5月、7月

常任理事会開催月：9月、11月、3月、5月

①常任理事会・理事会では、方針や取り組みの進捗状況を確認し、承認事項について協議、決定します。

②研究所の現状をわかりやすく情報提供していきます。また、できる限り実践家と研究者の意見交流の時間を持てるように運営します。

③研究所設立 30 周年に係る企画を検討する実行委員会を、理事会の下に期間限定で立ち上げます。

2. 企画委員会

開催月：8月、10月、2月、5月

①団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成される企画委員会は、生協の現場の状況や実践事例を団体会員メンバーと個人会員メンバーが共有し、研究活動に反映するための場として大切にします。

②新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、可能であれば開催場所を会員生協持ち回りでおこないます。

③企画委員以外の団体会員も参加できる「拡大企画委員会」を開催するなど、会員の声を把握できるような運営を目指します。

3. 運営委員会

開催：原則月 1 回

①研究所の目的の実現にむけて、現在の研究所が抱える課題を洗い出し、その改善に向けた

議論を深めます。

②総会記念シンポジウムやくらしと協同全体研究会の内容について必要に応じて準備会を設置します。

4. 編集委員会

編集委員会は年に1回、総会前に開催し、前年度の『くらしと協同』についての振り返りをおこない、それに基づいて次年度の発行計画および大枠の企画テーマを確認します。企画の具体化については、編集会議やコーポラティブ・ラボで適宜検討します。年間の企画を決めることで編集委員の負担を軽減しながら、生協に限らない多様な実践例や、様々な専門分野からの論考を取り上げて、生協への問題提起やバックアップになるといった『くらしと協同』が大切にしてきたこだわり、個性を維持します。

5. 事務局・院生事務局

事務局会議：週1回開催

①事務局、院生事務局はくらしと協同の研究所の目的の実現の為に、総会決定事項の実現にむけて貢献します。そのために、くらしに関する諸問題、協同の事業に関する問題に絶えず目を向け、研究所の活動をサポートします。

②院生事務局は、将来も協同組合研究やくらしと協同の研究所にかかわる人材として位置づけて支援していきます。3名体制になるよう、欠員が出た場合は研究者の協力を得ながら後任を決めます

くらしと協同の研究所 2022年度予算

(単位：円)

収 入	2021年度予算	2021年度執行額	執行率	2022年度予算	備 考
1.会費	15,384,250	17,391,000	113.0%	17,391,000	
団体会費 (正)	13,590,000	15,600,000	114.8%	15,600,000	33団体
団体会費 (賛)	942,000	972,000	103.2%	972,000	10団体
個人会費 (正)	834,250	807,000	96.7%	807,000	138人
個人会費 (賛)	18,000	12,000	66.7%	12,000	2人
2.事業収入	520,300	706,200	135.7%	512,800	
総会記念シンポジウム	230,000	171,500	74.6%	171,500	
組合理事トップセミナー	10,500	61,500	585.7%	61,500	
書籍販売(くらしと協同)	278,800	427,200	153.2%	278,800	「くらしと協同」生協入門50部注文予定
その他	1,000	46,000	4600.0%	1,000	
3.雑収入	201	233	115.9%	233	預金利息
当期収入合計 (a)	15,904,751	18,097,433	113.8%	17,904,033	
前期繰越収支差額	23,908,919	23,908,919	100.0%	29,017,774	
収入合計 (b)	39,813,670	42,006,352	105.5%	46,921,807	

支 出	2021年度予算	2021年度執行額	執行率	2022年度予算	備 考
1.事業費	11,576,000	9,112,685	78.7%	14,226,000	
①研究人件費	1,800,000	1,450,000	80.6%	1,800,000	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,450,000	80.6%	1,800,000	
②研究活動費(調査研究費)	2,276,000	871,872	38.3%	1,756,000	
研究交流会	220,000	0	0.0%	100,000	
くらしと協同全体研究会	50,000	43,882	87.8%	50,000	
基幹研究会活動費	1,000,000	245,051	24.5%	1,000,000	次世代生協研究会
公募研究会奨励金	100,000	0	0.0%	0	
会費	26,000	6,000	23.1%	6,000	協同組合学会
研究出張費	200,000	0	0.0%	200,000	
福祉関連事業費	500,000	376,312	75.3%	200,000	
図書購入費	180,000	200,627	111.5%	200,000	
③研究企画費(講演講演費)	2,200,000	1,413,442	64.2%	2,050,000	
1)基本企画費	2,100,000	1,335,558	63.6%	1,900,000	
総会シンポジウム	1,550,000	1,010,434	65.2%	1,500,000	
組合理事トップセミナー	550,000	325,124	59.1%	400,000	
2)公開研究会・公開講座・シンポ	100,000	77,884	77.9%	150,000	
④教育文化費	5,300,000	5,377,371	101.5%	8,620,000	
1)「くらしと協同」作成費用	5,000,000	5,234,451	104.7%	6,620,000	
2) 報告書等作成費用	300,000	141,270	47.1%	1,400,000	
基幹研究会報告書発行	0	0		500,000	生協労働研究会報告書
組合理事トップセミナー報告集	300,000	139,620		300,000	
デジタルアーカイブ化		1,650		600,000	
2.管理費	3,051,300	2,959,840	97.0%	3,153,000	
①機関会議費	561,300	636,610	113.4%	696,000	
総会	121,000	190,850	157.7%	200,000	
理事会	140,300	190,760	136.0%	200,000	
常任理事会	40,000	36,000	90.0%	40,000	
企画委員会	50,000	42,000	84.0%	50,000	
運営委員会	200,000	171,000	85.5%	200,000	
その他の会議	10,000	6,000	60.0%	6,000	
②消耗品	100,000	60,764	60.8%	70,000	保守料
③通信交通費	500,000	658,539	131.7%	700,000	
④賃借料	1,308,000	1,320,000	100.9%	1,320,000	
⑤委託業務費	330,000	176,000	53.3%	176,000	監査料
⑥支払手数料	50,000	83,297	166.6%	90,000	
⑦租税公課	2,000	1,000	50.0%	1,000	
⑧雑費	0	0		0	
⑨備品購入費	200,000	23,630	11.8%	100,000	持ち出LPC
3. 雑損失	30,000	17,703	59.0%	17,703	
4. 寄付	600,000	900,000	150.0%	900,000	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	15,257,300	12,990,228	85.1%	18,296,703	
当期収支差額 (a - c)	647,451	5,107,205		-392,670	
次期繰越し差額	24,556,370	29,016,124		28,625,104	

第 30 回総会議案書 資料集

2021年総会記念シンポジウムの振り返り

1. 1日目総会記念シンポジウム 開催趣旨に対する振り返り

(1) 開催内容

- 13:00-13:05 開会挨拶 (若林 靖永 理事長)
- 13:05-13:15 解題 (北川 太一 運営委員長)
- 13:15-14:15 基調講演: 濱田 武士 氏 (北海学園大学教授)
「震災からの復旧・復興と協同組合」
- 14:15-14:25 休憩・質問回収
- 14:25-14:40 質疑応答
- 14:40-15:40 現地報告 (10分×6名)
- ・「みやぎ生活協同組合」 大越 健治 氏 専務理事 産直推進本部長
 - ・「気仙沼信用金庫」 井手 治典 氏 常務理事
 - ・「JAふくしま未来」 加藤 光一 氏 総務部 部長
 - ・「浜通り医療生活協同組合」 工藤 史雄 氏 組織部 主任
 - ・「宮城教育大学生生活協同組合」 田中 康治 氏 専務理事
 - ・「現地への支援活動者」 林 輝泰 氏 生活協同組合おおさかパルコープ
- 15:40-15:50 休憩・グループセッション準備
- 15:50-16:10 グループセッション (登壇者別のグループに分かれ参加者の感想交流)
- 16:10-16:30 全体セッション
- 16:30-16:35 まとめ (北川 運営委員長)
- 16:35-17:00 参加者感想交流 ※登壇者と参加者の交流
- 17:00-17:35 参加者交流 ※自由参加

(2) 開催趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年が経った。しかし、当初2021年までとされていた復興庁の設置期限が2031年度まで延長されるなど、大震災からの復興は未だ道半ばである。

震災直後の2011年6月に『協う』からリニューアルした『くらしと協同』創刊号では、「震災からの復興に協同組合は有効なのか」というテーマで、震災復興における協同組合の役割や可能性について言及した。また、その後も総会シンポをはじめ、折に触れて議論を深めてきた。

2021年総会シンポでは、東日本大震災から10年を迎えるにあたり、「震災復興において、協同組合はどのような役割を担い、どのように貢献してきたのか。今後の復興に向けて、どのような展望を描くべきか」について、現地と関わりの深い研究者から改めて問題提起をいただくとともに、東北各地の協同組合関係者から現状や今後の展望についてご報告いただく。これらを通じて、これからの協同組合の復興への取り組みについて示唆を得る機会とすることが、本企画の目的である。

地震に限らず、豪雨・豪雪・台風、あるいはCOVID-19のような疾病も含めた自然災害を避けて通れないのが、これからの日本社会である。そうした未来に向けて、この10年間の復興過程において協同組合が果たした役割、また今後の復興への課題等を考えることには、重要な意味があるのではないだろうか。

(3) 開催趣旨に対する振り返り

- ・濱田先生の基調講演では、感想にも書かれているように、漁業や漁協の問題にとどめず、生協、協同組合、地域の問題として受け止めていただき、分かりやすく講演をしていただけた。
- ・現地報告は、震災発生時から今日に至るまでのかかわりなど、現場で災害と向き合い、真剣に取り組んだ内容を分かりやすく報告いただけた。6人の方からの現地報告だったが、時間が経つのが気にならないほど充実した報告だった。また、資料が豊富に用意されていたので、参加者の理解の助けとなった。
- ・最近ではコロナの問題が取り上げられることが多いが、震災から継続している課題が山積していることを考えると、非常に大切な提起になった。
- ・震災10年を迎え、震災発生時から現在まで、協同組合がどのような役割を担うことができたのかが基調講演と現地報告によって明らかになった。また、今後の課題や展望についてもたくさんの示唆を受け取ることができた。

(4) 開催形式に対する振り返り

- ・初めてのリモートでの開催だったが、大きなトラブルもなく進める事ができた。リモートの技術スタッフに入ってもらったことは、安定して開催するうえでよかった。
- ・グループディスカッションで、参加者同士の意見交流ができたことが良かったという声がある一方、もう少し時間が欲しかったとの声もあった。時間が足りないとの声が出ることはあらかじめ想定しており、時間が余って話すことがなくなるような状態になるより、足りないと感じるくらいでスケジュールを組んだ。
- ・グループセッションで、司会をお願いした方が、実際に何人入ってきて、どのタイミングでスタートしてよいのかが分かりづらかった。
- ・まとめの後の登壇者との交流では、登壇者以外、参加者が入っていないグループがあった。運営委員が入って対話をしたが、そのまま一人の状態が続いたことも考えられた。

〈参加者の感想〉

- ・漁協が震災直後からの復旧・復興に大きな役割を果たしたことが分かり、協同組合の仕組みであったことが国の受け皿になれたことを初めて知りえた。日頃の協同組合間連携が大切であることを、漁協の角度から理解が深まった。
- ・震災に関する講演はいくつか聞いておりましたが、漁業に関するお話は初めてでした。漁業組合の方たちが築いた日頃からの信頼関係が震災のような非常時にいかに重要であったか、その大切さを痛感しました。
- ・個々人の思惑を超えて、協同組合が共同体として機能するための条件、環境、日ごろの関係性の作り方など、事前に心得ておきたい多くのポイントを考えることができました。
- ・気仙沼信用金庫 井出さんのご報告では震災発生後4日目から、現金のお渡しをされた。面識での本人確認、短い時間での判断、大変だったと思う。それらはすべて地域の人のため、その強い思いが、判断していく時の軸にあったのだろう、組織としての強い意志を感じました。日ごろから想定が生かされているのだと感じました。

2. 2日目分科会の振り返り

(1) 第1分科会「協同の力で支える食のこれから」の振り返り

- ・コーディネーター 浮網 佳苗 (京都大学)
報告Ⅰ 「フードシステムの地域デザインと協同組合間連携」
則藤 孝志 (福島大学)
報告Ⅱ 「水産物の販路選択と産地形成」
山野 薫 (近畿大学)
報告Ⅲ 「地域の食文化を対象とした観光がもたらす意義と効果」
片上 敏喜 (日本大学)
- ・コメンテーター 小田巻 友子 (立命館大学)

- ・「協同の力で支える食のこれから」をテーマに今年もコーポラティブ・ラボが担当。3人の研究者から報告。
- ・「食」が、商品という「物差し」だけではなく、コミュニティ、協同組合間協同、文化、観光というきっかけを生んでいることや、農業、漁業における協同組合のつながりが重要であることなど、たくさんの気づきを得られた。
- ・「食」はすべての人が必ずかかわるもので、経済性のみで測ることはできない、それ以外の様々な価値を含んでいることを改めて認識することができた。
- ・報告後にコメンテーターの研究者から報告者と質疑応答したことによって、参加者がより深く理解することができた。

〈参加者の感想〉

- ・則藤先生の、生協は何かあっても食の供給を絶対止めないこと、それが生産を止めないことになりその間を繋ぐのはインフラや組合員であるとのお話には、総代さんから食糧危機(環境の視点からでした)の発言もありましたので、食の供給について考える視点をいただきました。
- ・経済的価値のみでは数値では計れない価値を発信できていない、伝わっていないと思います。何を伝えたいのかしっかり持って、誰が、何を、どう伝えるかという視点を大事にしていこうと思います。そういう事ができる組織だと思えば、可能性や希望でワクワクしてきます。
- ・基本的な「食べていくための」機能(作る、使う、食べる)の確実性を仕組みとして担保しつつ、サブシステム(より小さな協同)として多様な活動を許容する/エンパワメントする、不確実性に向き合っていく協同体の姿を考えさせられました。自らの実践上でも、意識してみたいと思いました。

(2) 第2分科会「生協労働研究会 生協職員調査から見えてきたもの」の振り返り

- ・報告者
医療生協の調査報告：川口 啓子 (大阪健康福祉短期大学)
購買生協の調査報告：内藤 三義 (佛教大学名誉教授)
コーディネーター：杉本 貴志 (関西大学)

- ・「生協労働研究会 生協職員調査から見えてきたもの」として、生協労働研究会から報告。
- ・最初にコーディネーターの杉本先生から生協労働研究会の概要、職員意識調査の目

的などが簡潔に説明されたため、そのあとの報告の土台を理解することができた。

- ・パート、アルバイトや委託社員を含む意識調査で出された結果に対して、両研究者がそれぞれの視角から読み解きながら分かりやすく報告され、調査から見える問題点、課題などを考察することができた。
- ・職歴が長くなることで組織への評価が下がっていくことなどについても、参加者にその原因を含め、様々な問いを投げかけた。

〈参加者の感想〉

- ・「理念・共感度・やりがい・・・」が数年後低下するという結果ですが、否定的に捉えなかったら…。知るから出来ていないことがわかる。という意味は含まれていないでしょうか。だからこそ、その数年後は、また伸びている結果が出ているのではと感じます。
- ・生協労働問題として考える場合、自前職員をターゲットにしているだけではカバーできない部分が増えてきます。現在日本生協連の職員アンケートが実施されていますが、当然自前職員だけが対象です。事業の半分を担っているメンバーを含めての、生協グループ全体のマネジメントのあり方等を分析できるかどうか疑問があります。そこは割り切ってしまうのか、別の方法を模索するのか悩ましいところです。
- ・「生協への認知度を上げて、生協への肯定的評価が高まるわけではない」という結果には驚きがありました。理想と現実のギャップと予想されていましたがより詳しい分析結果を見たいと思います。

(3) 第3分科会「生協と商品事業—生協との取引が持つ意義」の振り返り
コーディネーター 加賀美 太記 (阪南大学)

報告Ⅰ：「メーカーにとってのPB『ミックスキャロット』」

笠原 良平 氏 ゴールドパック株式会社 営業本部 第1営業部

報告Ⅱ：「環境に配慮したトレイ『P&P リ・リパック』の普及」

川田 晃三 氏 株式会社ヨコタ東北 営業企画課 課長

報告Ⅲ：「生協商品の社会的影響力『大阪王将冷凍餃子』」

星野 創 氏 株式会社イートアンドフーズ 営業本部 取締役常務執行役員

- ・生協にかかわる3つの取引先企業から、生協との取引にどのような意義を感じておられるのかを、その製品の成り立ちや、生協とのふだんのコミュニケーションも含めて報告いただいた。
- ・組合員理事にたくさん質問を出していただくことができた。
- ・生協にかかわる取引先事業者がどのような思いをもって生産されているのかを聴く、貴重な機会となった。
- ・生協がメーカーと協力して商品を開発し、広げ、交流していくことが、双方のさらなる成長につながり、さらには社会に対しても影響を与えることが理解できた。

〈参加者の感想〉

- ・株式会社である以上、利益の追求という部分は当然あるものの、その基となるのは作った商品、製品のその先におられる使う人にとってどうか、喜んでほしい、想いや願いを共有したいという視点で考えられていること、そして生協とかかわりあう

ことでその声を知り、そこから改善を図っていくことを大切にされていると感じ学ばせていただきました。

- ・人口が減少する中で「愛着、共感、信頼」は大切な要素だと思います。お取引先と組合員をつなぐ、という意識も持ちながら、どのような在り方で生協が活動していくのか、考える機会となりました。
- ・今回、3企業の皆さんから、商品ができるまでのお話を直接伺う貴重な機会をいただき、ありがとうございました。3つの報告に共通して、組合員や消費者から生協・お取引先・商品を成長させてもらっていることを感じました。今後も、組合員の商品への声をお取引先に届け、商品の改善や、製造いただいている企業が元気になればと思いました。

3. 参加者：139名（登壇者、事務局含む）

	参加者	登壇者	事務局	計
1日目シンポ	88	8	6	102
第1分科会	31	5	2	38
第2分科会	38	3	2	43
第3分科会	28	7	2	37
2日目参加者計	97	15	6	118

（前回2019年シンポ参加者（180名）

4. 収支報告

	2019年実績	2021年予算	2021年実績	前回差	予算差
支出	1,539,978	1,550,000	975,302	-564,676	-574,698
収入	824,000	230,000	171,500	-652,500	-58,500
収支	-715,978	-1,320,000	-803,802	-87,824	516,198

予算は対面参加とリモートのハイブリット形式で立てましたが、実際はリモートのみでの参加で開催をしました。

参考資料：参加費の前回との比較

区分	2019年参加費		2021年参加費
	両日参加	1日参加	参加日数問わず一律の参加費
会員（個人・団体）	3,000円	2,000円	1,500円
非会員	10,000円	6,000円	2,000円
学生・院生（社会人院生除く）	2,000円	1,000円	

第 22 回組合員理事トップセミナーの振り返り

I. 第 22 回組合員理事トップセミナー全般の振り返り

2020 年から続く新型コロナウイルス感染症による制約により第 22 回生協組合員理事トップセミナーは初めてオンラインを利用して開催しました。1 部基調講演 2 部グループワーク構成で 3 時間余りの時間を北は山形県、南は沖縄県の組合理事 118 名を結んで有意義な時間を持つことができました。以下項目ごとに報告します。

1. 2021 年度呼びかけ人会の運営について

呼びかけ人会は 2021 年 2 月から 10 回開催して本セミナーの全てを話し合っ進めました。メンバーは川村幸子氏・洞井加奈子氏(京都生協)、平光佐知子氏(コープあいち)、吉田由香氏、4 回目から堀井久栄氏に交代(ならコープ)、満嶋美香氏(コープしが)の 5 名、事務局は中川、4 回目から岡本に交代して事務局長と担当しました。会の進行は全てオンラインにて開催しました。以下特徴と日程を報告します。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延によりセミナーの開催を中止しました。それから約 2 年コロナ禍の影響で生協の存在価値が良くも悪くも見えてきたことから、一度生協の基本に立ち返ってテーマとセミナーのあり方を考えようという方向性を見出し、3 回目 6/7 に研究者(運営委員会)に協力いただき交流会を開催して先生方からアドバイスをいただきました。それに基づいて「協同組合のアイデンティティ」を主なテーマ(2.参照)に絞り込み、また開催形式を初めてオンラインにするかどうかの検討もありそれらの話し合いを丁寧に進めた結果、10 回と例年の倍近くに増えました。研究者(運営委員会)との交流会については呼びかけ人会でテーマなり内容をもう少し絞り込み焦点をはっきりさせてから行った方が思惑も明確になり、それに対する先生方のアドバイスも的確にされたのではないかと意見がありました。しかしそれ以上に研究者(運営委員会)との交流は非常に有意義であり「もうひとつのセミナーのようでもあった」との感想から、研究者と実践家が交流できるこの研究所の強み・長所を大いに活用して、トップセミナー以外でも交流・懇談ができる仕組み作りを進めてほしいとの要望が強く出されました。

テーマから事前課題(8.2 部参照)を導き出し参加者も課題作成に大いに勉強してもらった様子が見られ、北川先生の講演内容とワークの題目設定が計画通りに合っ「各々が自分の言葉で語り、お互いに思いを共有することで、基調講演の内容がさらに深まったようにも感じています。」という感想をいただき呼びかけ人会の趣旨のとおり短時間でありながらテーマと基調講演とグループワークが一貫した濃密なセミナーになったと評価しています。

呼びかけ人会は現在 5 名の会員生協副理事長(非常勤)に任務していただいています。今後は理事の交代や退任で入替の可能性があること、他の会員生協からの選出について、人数の加減について、などは課題として捉えておくべきことと考えています。

2021 年度第 22 回生協組合員理事トップセミナー呼びかけ人会日程記録

- | | | |
|-----|------|---|
| 1 回 | 2/17 | 今後の運営の進め方について |
| 2 回 | 3/17 | テーマ素案づくりと開催形態にむけての話し合い |
| 3 回 | 6/7 | 運営委員会と懇談会開催 |
| 4 回 | 6/29 | テーマと講演候補者の確認 土曜日午後 1 日完全リモートオンライン開催で決める |
| 5 回 | 7/26 | 講師北川先生確定 日時 12/4 に決める |
| 6 回 | 9/2 | 講師北川先生と講演内容交流からテーマ確定 役割分担 |

- 7回 10/6 お誘い文・プログラム・事前課題の検討
- 8回 11/12 2部時間割など詳細確定
- 9回 11/29 事前確認
- 12/4 第22回生協組合員理事トップセミナー当日
- 10回 2022/1/14 トップセミナー振り返り

2. テーマ : 持続可能な未来のために～協同組合のアイデンティティを見つめなおす～

1.で報告したとおり「生協の基本とは何？」をテーマに据えて考え、コロナ禍の中で浮かれる生協の不安定な今の危機意識・問題意識にヒットして基本に立ち返ることができるタイムリーなテーマを決めることができました。奇しくも第35回ICAソウル大会12/1～3のテーマ「協同組合のアイデンティティを深める」と合致していました。そして常勤理事と組合員との狭間で組合員理事としてどのような立場で臨めばよいのかを協同組合の歴史やレイドロー報告、原則について分かりやすく紐解いて説明していただいた北川先生の講演は基本に立ち返るうえでとても有益で役立つ内容となりました。

3. 基調講演 : 講師：北川太一先生

第3回の交流会呼びかけ人会を受けて6/29第4回で「協同組合の基本を考えたい！」から北川太一先生を講師候補に挙げ、依頼しました。呼びかけ人会、事務局、多くの参加者アンケートからも高い評価をされています。(アンケート参照)

4. 日程 : 12/4(土) 13:00～16:10

アンケートからはオンライン開催の参加しやすさから平日希望の声も聞こえますが、会議等々は平日開催が多いのでやはり土曜日の午後開催が一番妥当と思えます。

5. オンライン開催

・形態的なこと

自宅に居ながらにして参加学習できるなどオンラインの強みが発揮できて参加者も増えました。アンケートにもたくさん記されておりその便利さ手軽さが評価されています。今の時勢ではオンラインにならざるを得ませんが、今後は内容によってオンラインで行うか対面で行うかハイブリット形式かの柔軟な対応も考えられますが、その技術力が伴うことが必要となります。

・技術的なこと

初めてのオンライン開催で外部専門家に委託した部分で「反省すべき重点2つ」が障害となりました。

- ①外部技術スタッフがハウリングを恐れて事前の打ち合わせなく集音マイクを使ったがため演者以外の声と雑音が入ってしまい多くの参加者から指摘されました。会場の全PCはその指示により「音声退出」としたため雑音を確認できない状態で防ぐことができませんでした。
- ②通信状態が途中不安定になり外部技術スタッフがホストPCを入れ替えた際にチャット不可のチェックを外し忘れたため入替時点でできなくなり、講演が終わるまで誰もそれに気づくことなく進んでいました。

今後は外部依存でなく事務局内部のオンライン技術(人・モノ)を高めなければならないことが必須となります。

6. 案内

洞井さんがお誘い文を起草し呼びかけ人で校正を行い作成しました。

以降下記日程で実務を行いました。

10/20 (実務)案内郵送 118 通(団体 85 個人 33) ご案内・申込書・事前課題

11/10 (実務)申込締切 28 生協・団体 123 名申込 (後日 5 名連絡ありキャンセル)

11/15 (実務)事前課題提出締切 2 部参加 21 生協提出

11/30 (実務)ZoomURL・アンケート URL・資料の配信 参加理事&担当者 138 件

参加状況 参加 28 生協 118 名

研究所会員送数 30 参加 14(46.7%) 非会員送数 55 参加 14(25.5%) 計送数 85 参加 28(32.9%)

1 部 28 生協 118 名 2 部 21 生協 26 名+運営委員 3 名 事務局 3 名 外部技術者 1 名

オンライン開催によるメリットが現れ 100 名を超過する参加者となり参加団体も前回より 8 団体増えました。1 部基調講演は人数制限を設けなかったため 1 団体からの参加人数が増えました。今後もより多くの団体の参加増が課題です。2 部のグループワークは呼びかけ人 5 名が進行を務める加減でブレイクアウトルームを 5 組・各単協代表 1 名制で制限付きで行いました。

7. アンケート

90 件/118 件 提出率 76% (グーグルフォームズ 64 件・Word、Fax26 件)

グーグルフォームだけではなくフォームメーカーや QR コード、Word などで複数の方法で提示してくれれば助かるとの意見がアンケートにありました。

(アンケート結果別紙)

8. プログラム

時間配分について

190 分：13：00～16：10

オンラインで行う時間として 3 時間聞きっぱなしはしんどいものがありますので今回のように 1 部 2 部参加の方には半分聞いて半分参加型のこのくらいが妥当と思います。1 部のみ参加の方々にはチャットが機能していなかったため質疑応答ができなく中途半端に終わった感があったのではないかと思います。呼びかけ人会でも質疑応答・1 部退出・休憩から 2 部への時間配分やブレイクアウトルームへの切り替え方をどうするか話し合いが難航しました。

タイムテーブルは用意していましたが、その進行について様々な場面を想定したより細やかなシナリオの用意が必要でした。また進行中の状況・状態については事務局がそれらを把握した時点で司会とこまめに共有し対処することも必要でした。

内容 2部のグループワークについて

進行役呼びかけ人の感想

- A グループ満嶋さん…参加者が考えながら話してくれた。タイムキーパーの正確な連絡がほしかった。
- B グループ川村さん…各生協の取組が聴きたいのでそれに流れていくがそれはそれでよかった。
- C グループ洞井さん…タイムキーパーをしっかりしてほしかった。参加人数はちょうどよかった。関係ないところに話が流れていき話題を引き戻すのに苦労した。
- D グループ平光さん…アイスブレイクのつかみがうまくでき柔らかい雰囲気ワークに入れた。また事前課題内容と講演内容がマッチしてうまく活用できこれもワークに役だった。事前課題の重要性を認識した。
- E グループ堀井さん…他生協の取組に参加者が引きずられてしまって計画通りに進められなかったところは反省。

全国の生協が様々にその地域の特徴を取り入れた商品を作り、そして組織活動が繰り広げられていることの発表がなされ、隣の生協は何をどのようにしているのか興味津々な様子が伺えました。コロナ禍によってこの2年交流が寸断されていたという閉塞感が感じられました。事前課題として出した自生協の歴史、理念については「初めて知った。」「自覚できた。」「確かめることができた。」と肯定的に受けとめて記していただき基調講演内容から一連の流れでワークの話題にできました。創立〇〇周年記念の取組をされている生協が結構あり画面越しながらカタログや品を用意して説明するなどオンラインをうまく活用していました。今回は1時間余の短時間ワークなので結論ではなく話し合ったなかでの気づきを持ち帰って皆さんの生協で深めていただきたい願いで進行しました。

以下当日プログラム

- 05分：開式と挨拶 司会平光さん 挨拶川村さん
- 65分：1部 基調講演
 - 10分：質疑応答 1部閉会と挨拶 堀井さん
 - 10分：休憩
- 70分：2部 グループワーク (実務) 11/15 事前課題提出締切 2部 21 生協
 - 05分：ブレイクアウトルーム説明
 - 05分：①アイスブレイキング フリップに書いて自己紹介
 - 20分：②基調講演の感想 講演の感想を出して受け止め方を聞いて共有。
 - 30分：③事前課題・自生協で大切にしていること

事前課題1. あなたの生協が創られた時の趣意書や先人たちが培ってきたビジョンなどをご確認いただき、自生協の創立からの歴史について簡潔にご記入ください。

事前課題2. あなたの生協が創られた時の趣意書や先人たちが培ってきたビジョンなどをご確認いただき、自生協の「理念」や大切にしていることについて簡潔にご記入ください。

「事前課題2」を発表しあい講演②と併せて自生協にあるところないところを自分の言葉で語ってもらい、お互いのいいところを出し合い、共感を④につなぐ。

10分：④自生協のアイデンティティを見つめなおし持続可能な未来に向けて私たちにできること感じ確認できればよい。キーワードをひとこと単語でフリップに書いてもらう。

●25分：まとめ（各5分）④で話したことを代表してその人の言葉で発表してくれたらよい。

●05分：閉会 挨拶満嶋さん

II. 収支について

	予算	実績	予算差
収入予算	10,500	61,500	51,000
支出予算	550,000	307,751	-242,249
収支	-539,500	-246,251	293,249

(資料) 活動日誌

2021年

- 3/23 講座「生協10の基本ケア」の打ち合わせ
- 3/30 講座「生協10の基本ケア」の打ち合わせ
『くらしと協同』No.35号発行
- 4/30 コーポラティブ・ラボ
- 5/08 常任理事会/理事会
- 5/14 次世代生協研究会
- 5/27 監事監査
- 5/28 運営委員会
- 5/31 編集会議
- 6/7 呼びかけ人会
- 6/18 コーポラティブ・ラボ
編集会議
- 6/28 編集委員会
- 6/29 呼びかけ人会
- 7/01 『くらしと協同』No.36号発行
- 7/03 総会記念シンポジウム 総会 理事会
- 7/04 総会記念シンポジウム 分科会
- 7/09 次世代生協研究会
- 7/23 運営委員会
- 7/26 呼びかけ人会
- 8/11 次世代生協研究会3役会議
- 8/13 運営委員会/企画委員会
- 9/02 呼びかけ人会
- 9/03 次世代生協研究会
- 9/04 常任理事会/『くらしと協同』を読む(合評会企画)
- 9/10 編集会議
- 9/13 運営委員会
- 9/27 『くらしと協同』No.37号発行
- 10/06 呼びかけ人会
- 10/18 運営委員会/編集会議
- 10/21 デジタルアーカイブ化・HP改革ワーキンググループ (以下デジタルWGと表示)
- 11/10 講座「生協10の基本ケア」1講、2講
- 11/12 呼びかけ人会
- 11/13 常任理事会
- 11/14 コロナ特別研究会

- 11/15 運営委員会
- 11/17 講座「生協10の基本ケア」3講、4講
- 11/19 企画委員会
- 11/22 編集会議
- 11/24 講座「生協10の基本ケア」5講、6講
- 11/26 次世代生協研究会
- 11/29 呼びかけ人会
- 12/04 生協組合員理事トップセミナー
- 12/09 編集会議
- 12/11 理事会
- 12/13 コーポラティブ・ラボ
- 12/16 コーポラティブ・ラボの位置付けに関する話し合い/デジタルWG
- 12/20 運営委員会
- 12/21 生協労働研究会
- 12/24 『くらしと協同』No.38号発行

2022年

- 1/14 呼びかけ人会
- 1/19 デジタルWG
- 1/24 運営委員会
- 1/27 編集会議
- 1/28 次世代生協研究会
- 2/09 講座「生協10の基本ケア」1講、2講
- 2/16 講座「生協10の基本ケア」3講、4講
- 2/18 企画委員会
- 2/21 運営委員会/コーポラティブ・ラボ
- 3/02 講座「生協10の基本ケア」5講、6講
- 3/05 常任理事会/くらしと協同全体研究会
- 3/11 次世代生協研究会
- 3/14 編集会議/運営委員会

団体会員

2022年3月現在

	団体名	
地域生協	エフコープ生活協同組合	
	大阪よどがわ市民生活協同組合	
	京都生活協同組合	
	京都府庁生活協同組合	
	こうち生活協同組合	
	市民生活協同組合ならコープ	
	生活協同組合コープあいち	
	生活協同組合コープいしかわ	
	生活協同組合コープえひめ	
	生活協同組合おおさかパルコープ	
	生活協同組合コープおきなわ	
	生活協同組合コープしが	
	生活協同組合しまね	
	生活協同組合ひろしま	
	生活協同組合コープみやざき	
	生活協同組合ララコープ	
	福祉クラブ生活協同組合	
	鳥取県生活協同組合	
	医療生協	日本医療福祉生活協同組合連合会
		愛媛医療生活協同組合
けいはん医療生活協同組合		
生活協同組合ヘルスコープおおさか		
姫路医療生活協同組合		
松江保健生活協同組合		
広島医療生活協同組合		
尼崎医療生活協同組合		
大学生協	京都工芸繊維大学生生活協同組合	
	京都大学生生活協同組合	

	京都橘学園生活協同組合
	生活協同組合連合会大学生協事業連合
	同志社生活協同組合
	立命館生活協同組合
	龍谷大学生生活協同組合
連合会	京都府生活協同組合連合会
	滋賀県生活協同組合連合会
	コープデリ生活協同組合連合会
	東京都生活協同組合連合会
	日本労働者協同組合連合会
	広島県生活協同組合連合会
協同組合	大山乳業農業協同組合
	鳥取県畜産農業協同組合
消費者団体	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都
株式会社	株式会社 きかんしエムエス

規約 規程集

くらしと協同の研究所 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4階）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

(目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業を行なうとともに、協同の事業に関連する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それを通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
 - 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその活用
 - 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
 - 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に対する助成
 - 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
 - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

第2章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができます。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

(会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。
3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費の口数等によるものとします。

(退会)

第8条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会すること

ができます。

(資格の喪失)

第9条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費およびその他の抛出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員

(役員)

第12条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20名以上30名以内
- 2) 監事 2名以上5名以内

(役員を選出)

第13条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長1名、専務理事1名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第14条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議するとともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第15条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員任期)

第16条 研究所の役員任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行いません。

(解任)

第17条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

第4章 会議

(理事会の召集等)

第 19 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集します。

2. 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第 20 条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関する事
 - 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
 - 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関する事
 - 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
 - 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
 3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
 - 1) 理事会提出議案の作成に関する事。
 - 2) 理事会議決事項の執行に関する事。
 - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務に関する事。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会を年 1 回開催するものとし、理事長が招集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集します。
3. 理事長は、会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条 3 項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要事項

(総会の定足数等)

第 25 条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。
3. 総会の議事は、出席した会員の過半数でもって決し、可否同数のときは議長の決する

ところによるものとします。但し、第24条1項5号に定める解散は、出席した会員の3分の2以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第27条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事が招集し、団体会員から5名、個人会員から4名を上限に、事務局長を含めて構成し、常任理事会が委員を任命します。

3. 企画委員会の目的、運営等に必要な規程を別に定めるものとします。

(運営委員会)

第28条 研究所には、運営委員会を設けます。

2. 運営委員会は、事務局員及び3名以上5名以内の研究者で構成します。運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が招集し、月1回の開催とします。

3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。

(研究会)

第29条 研究所には研究会、研究発表、交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。

(議事録)

第30条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が記名押印の上、これを保存します。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第31条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第33条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および収支予算)

第34条 研究所の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第35条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第36条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の1口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1口月額500円（年額6千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1口月額5千円（年額6万円）

(会計年度)

第37条 研究所の会計年度は、毎年3月21日に始まり、翌年3月20日に終了するものとす

ます。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

第6章 事務局

(設置等)

第38条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

第7章 補足

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別にさだめるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993年6月26日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994年6月25日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995年9月9日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002年6月22日）から施行します。
4. この規約の改正は、第二十四回総会の日（2016年6月25日）から施行します。
5. この規約の改定は、第二十五回総会の翌日（2017年6月25日）から施行します。

くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第 36 条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

(団体会員の会費)

第 1 条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	5 億円未満	1/2 口	月額 2.5 千円 (年額 3 万円)
	10 億円未満	1 口	5 千円 (6 万円)
	25 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
	50 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
	75 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
	100 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
	150 億円未満	9 口	4.5 万円 (54 万円)
	200 億円未満	10 口	5 万円 (60 万円)
	250 億円未満	11 口	5.5 万円 (66 万円)
	300 億円未満	12 口	6 万円 (72 万円)
	350 億円未満	13 口	6.5 万円 (78 万円)
	400 億円未満	14 口	7 万円 (84 万円)
	450 億円未満	16 口	8 万円 (96 万円)
	500 億円未満	18 口	9 万円 (108 万円)
	550 億円未満	20 口	10 万円 (120 万円)
	600 億円未満	25 口	12.5 万円 (150 万円)
	600 億円以上	30 口	15 万円 (180 万円)

(2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 生協以外の協同組合等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(4) 特定非営利法人等

1/2 口月額 2.5 千円 (年額 3 万円)、1/2 口以上の口数加入とします。

(団体賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	50 億円未満	1 口	月額 5 千円 (6 万円)
	100 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
	200 億円未満	3 口	1.5 万円 (18 万円)
	300 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
	400 億円未満	5 口	2.5 万円 (30 万円)
	500 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
	600 億円未満	7 口	3.5 万円 (42 万円)
	700 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
	700 億円以上	10 口	5 万円 (60 万円)

(2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 全国連合会

第 2 条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

(4) 生協以外の協同組合等

第1条(3)正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1口月額5千円(年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5口月額1千円(年額1万2千円)、1/5口以上の口数加入とします。

(個人会員の会費)

第3条 会員たる個人の会費は、1口月額500円(年額6千円)とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額(年額3千円)とします。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

(配布等の基準)

第5条 団体会員(賛助会員)がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

(会費基準の改訂)

第6条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

(会費の減免)

第7条 自然災害や感染症の蔓延、経済的な激変等により、経営的に大きな困難に見舞われる会員が発生した場合、理事会で会費減免措置について協議、確認をした上で、会費減免の申し出があった会員に対して、減免措置を行います。

付則 本基準は、1993年6月26日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003年4月26日(2002年度第4回理事会の日)から施行します。

3. 本基準の改定は、2006年4月22日(2005年度第3回理事会の日)から施行します。

4. 本基準の改定は、2020年12月12日(2020年度第1回理事会の日)から施行します。

5. 本基準の改定は、2022年5月7日(2021年度第3回理事会の日)から施行します。

くらしと協同の研究所 研究会等設置規程

(総則)

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

(目的)

第 2 条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第 3 条の目的実現に貢献します。

(研究会の種類)

第 3 条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の 3 種類とコーポラティブ・ラボがあります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

(基幹研究会)

第 4 条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。
3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。
4. 研究期間は 2 年を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。
5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。
7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は 3 割を超えない範囲を原則とします。

(公募研究会)

第 5 条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は 2 年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年 3/20 の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2 年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は 2 万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間を上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（コーポラティブ・ラボ）

第8条 若手会員を主体としたコーポラティブ・ラボを設置します。

2. コーポラティブ・ラボの活動内容は、別に内規で示すものとします。

（規程の改正）

第9条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

2. 本規程の改定は、2022年5月7日（2021年度第3回理事会の日）から施行します。

くらしと協同全体研究会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表、交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」(以下「全体研究会」という)の目的と役割について定めます。

(目的)

第2条 全体研究会は、研究所の研究活動に係る分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第3条 研究所規約第 3 条の定める研究所業務の調査研究業務に貢献します。

2. 全体研究会は各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流を行います。

(準備会当)

第4条 全体研究会は運営委員会の長が主宰します。

2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。

準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。

(報告者・運営者の報酬当)

第5条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とします。

(事務局)

第6条 全体研究会の事務局は規約第 38 条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日(第 25 回総会の翌日)から施行します。

2. 本規程の改定は、2022 年 5 月 7 日 (2021 年度第 3 回理事会の日) から施行します。

くらしと協同の研究所運営委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第3条 研究所規約第3条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、規約第27条にもとづき、近畿圏エリアの団体会員より企画委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
4. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
5. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
6. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

(構成)

第4条 運営委員会は、研究所事務局員全員、個人会員3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

(委員の選任)

第5条 委員となる個人会員及び事務局員全員及び委員長は常任理事会が任命します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

補則

原則月1回の開催とする。但し、必要なときには臨時に開催します。

(報酬等)

第8条 委員には旅費規程Iにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局には別

途基準により支給する。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、規約第38条で規定する研究所事務局が担当します。

(議事録)

第10条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認を経て制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

付則 この規程は、2019年12月14日から施行します。

くらしと協同の研究所 企画委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第27条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋がります。

(役割)

第3条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋がります。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

(構成)

第4条 企画委員会は、専務理事、団体会員4名、個人会員4名、事務局長で構成され、委員の総数は9名とします。企画委員会は専務理事が主宰します。

(委員の選任)

第5条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から運営委員会が推薦し、常任理事会が任命します。

2. 運営委員会は近畿圏エリアの団体会員から推薦します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年4回開催し、本規程第3条に定める役割を担います。

(報酬等)

第8条 委員のうち、団体会員は旅費規程Iにより交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

(事務局)

第9条 企画委員会の事務局は、規約第38条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

『くらしと協同』編集委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条に定める『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

(役割)

第3条 くらしや協同をめぐる社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信をします。

(構成)

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局全員、院生事務局全員で構成されます。

(委員の選任)

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

(報酬等)

第8条 編集委員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。

(事務局)

第9条 編集委員会の事務局は、規約第38条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

2. 本規程の改定は、2022年5月7日(2021年度第3回理事会の日)から施行します。

くらしと協同の研究所 研究員規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条に定める研究員登録制度の目的と役割、手続きについて定めます。

(目的)

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(構成)

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

(役割)

第4条 研究員は次の活動を行います。

- ・研究所の調査・研究活動
- ・講師活動

(手続き)

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

(広報)

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

(報酬等)

第7条 研究員は無給とします。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

2. 本規程の改定は、2022年5月7日（2021年度第3回理事会の日）から施行します。

くらしと協同の研究所 旅費規程 I

(目的)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第18条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行すめたに出張する場合の旅費交通費、宿泊費、日当の支給について定めます。

(旅費交通費)

第2条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用公共交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。

2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとします。
3. 起点は自宅または勤務先からとします。

(宿泊)

第3条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。

2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。

(食事)

第4条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第1条に規程する業務が午後1時まで、または午後8時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。

(日当)

第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができものとします。

(支給額)

第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。

旅 費 交 通 費	宿 泊 費	食 費	日 当
料金実費（特急券、座席指定券ふくむ）	14000 円を上限	昼 1000 円 夜 1500 円	3000 円

会議、研究会ごとの対象基準は下記の通りです。

会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当
理事会・常任理事会 企画委員会・運営委員会 監事会	実費	○	○	○
基幹研究会	実費	○	○	○
共同研究	実費	○	○	なし
公募研究会	なし	なし	なし	なし
自主研究会	なし	なし	なし	なし
編集委員会(但し原稿料が発生する取材には日当は無し)	実費	○	○	※○
受託調査	実費	○	○	○

(費用の精算)

第7条 この規程に関する費用の精算は、原則として1週間以内に領収書（および費用支出を認める証憑）を添えて研究所事務局に請求するものとします。

(仮払い)

第 8 条 業務に関わる必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いを受けることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後 1 週間以内に領収書（および証憑）を添えて精算するものとします。

(運用)

第 9 条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。

付則 1.この規程は、1994 年 4 月 7 日より施行します。

2.この規定改正は 2017 年 6 月 25 日より施行します。

以上

